

身体的拘束適正化のための指針

1. 身体的拘束等適正化に関する基本的な考え方

(理念)

① 身体的拘束等の原則禁止

身体的拘束は利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。法人事業所は、利用者が人としての尊厳・主張を持ち、地域の中でその人らしい最低限の生活が送れるように支援を行い、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を実施する。

② 身体的拘束に該当する行為

- ・自傷・他害行為があった場合、またはそれを抑制する場合
- ・屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合も利用者の様子や支援の見直し等により拘束の解除に向けて取り組む。

(基本方針)

- ① 利用者の理解と基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除く
- ② 責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努める

2. 身体的拘束等適正化委員のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のための体制を維持・強化する。

(委員会の設置及び開催)

- ① 身体拘束適正化委員会を設置し、法人事業所で身体的拘束適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討する
- ② 3ヵ月に1回定期的に開催し、その他必要な都度開催する
- ③ 身体拘束を実施せざるを得ない場合、または身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況の確認や3要件の具体的な検討を行う
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う

(委員会の構成員)

委員長は管理者とし、各事業所の職員から選出し必要な員数とする。

(記録及び周知)

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果につ

いて職員に周知徹底する。

(研修の実施)

- ① 定期的な教育や研修を年2回以上実施する
- ② 職員採用時、拘束廃止・改善のための研修を実施する
- ③ 事業所内外で研修等を行い、事業所全体に浸透、及び事業所全体の知識・技能水準の向上を図る
その他必要に応じて教育や研修(事例検討等)を行う
- ④ 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載し記録を作成する

3. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざる得ない場合の対応

(3 要件の確認)

- ① 切迫性 利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が高いこと
- ② 非代替性 身体的拘束の他に方法がないこと
- ③ 一時性 身体的拘束が一時的であること

(要件合致確認)

- ① 事前説明(本人、家族等へ同意・署名)
- ② 職員(原則的に管理者)の判断のもと、身体拘束の実施

(記録等)

緊急やむを得ずに身体的拘束を行わざる得ない場合、次の項目について具体的に本人・家族へ説明し書面で確認する。

- ・拘束が必要となった理由(個別の理由)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況

4. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の様子を記録し(ケース記録)、適正化委員会で確認・報告を行う。

5. 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、法人事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように事業所への掲示やホームページ等へ掲載する。

附則 この指針は、令和 4年 3月 24日より適用する